

町県民税の徴収方法が変わります。

年金とその他の所得のある方の町県民税の徴収方法が変わります。

令和3年度まで	令和4年度から
公的年金等所得分とその他の所得分を合算し、給与からの特別徴収（天引き）または普通徴収（納付書または口座振替）にて徴収	公的年金等所得分は公的年金等からの特別徴収（天引き）にて徴収し、その他の所得分は給与からの特別徴収（天引き）または普通徴収にて徴収

CAUTION

1-TAX 所得が公的年金等所得のみの方は、原則これまでと変わらず公的年金等からの特別徴収となります。

2-TAX 今回の変更により年税額の合計が増額することはありません。

CASE 1	年金 + それ以外の所得	これまで給与からの特別徴収だった方の場合	年税額 75,000円 年金分税額 25,000円 + 給与所得分税額 50,000円
---------------	--------------	----------------------	--

令和3年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
公的年金等所得分 + 給与所得分	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	給与からの特別徴収（天引き）											

POINT 6月から翌年5月まで給与からの特別徴収

令和4年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
公的年金等所得分	1期 7,000円	2期 6,000円			4,000円		4,000円		4,000円			
	公的年金等所得分の1/2を普通徴収			公的年金等所得分の1/2を年金から特別徴収（天引き）								
給与所得分	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
	給与からの特別徴収（天引き）											

POINT 公的年金等所得分は1、2期は普通徴収し、10月から2月は年金から特別徴収
POINT 給与所得分は6月から5月まで給与からの特別徴収

CASE 2	年金 + それ以外の所得	これまで普通徴収だった方の場合	年税額 75,000円 年金分税額 25,000円 + その他の所得分税額 50,000円
---------------	--------------	-----------------	--

令和3年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
公的年金等所得分 + その他の所得分	1期 21,000円	2期 18,000円			18,000円				18,000円			
	納付書または口座振替による普通徴収											

POINT 1期から4期まで納付書または口座振替による普通徴収

令和4年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
公的年金等所得分	1期 7,000円	2期 6,000円			4,000円		4,000円		4,000円			
	公的年金等所得分の1/2を普通徴収			公的年金等所得分の1/2を年金から特別徴収（天引き）								
その他の所得分	1期 14,000円	2期 12,000円			12,000円				12,000円			
	納付書または口座振替による普通徴収											

POINT 公的年金等所得分は1、2期は普通徴収し、10月から2月は年金から特別徴収
POINT その他の所得分は1期から4期まで普通徴収

※年金からの特別徴収が開始された次年度の公的年金等所得分は、4月分の年金から特別徴収となります。

お問い合わせ
税務課町民税係
TEL 391-1117
FAX 391-1191



PLEASE RIDE

患者等搬送事業者認定制度
Can carry you in another way besides in an ambulance.



どうぞ乗って！
救急車を呼ぶほど緊急ではないが、移動が不自由…
そんな皆さんを助ける患者等搬送事業者認定制度が始まりました。
通院や入退院、社会福祉施設への送迎などにぜひご利用ください。

? 患者等搬送事業者認定制度とは
緊急性がなく、自分や家族だけでは病院などへ向かうことができない方（寝たきりの方、車椅子またはストレッチャーを必要とする方）などを対象に、一定の基準を満たした民間の搬送事業所を患者等搬送事業者として認定する制度です。



寝たきりや車椅子の方でも問題なく利用することができます。



車両は、応急手当の知識を持った講習修了者が運行します。

CASE



利用例
入院や通院、一時帰宅



利用例
自宅から駅への移動



利用例
リハビリなどの外出

安心の認定事業者ばかりです！

VARIATIONS

各事業者ごとにさまざまなタイプの車両を揃えており、必要な用途によって車両を選択できます。



事業者名	(有)アイサン人材保険 (アイサン介護タクシー)	愛ハートこもの福祉タクシー	菰野東部交通㈱
住所	下村 42 番地	千草 7768 番地	小島 4505 番地
受付時間	9:00 ~ 17:00	7:00 ~ 20:00	9:00 ~ 18:00
電話番号	393-1001	0120-1810-78	396-2898
車両	・軽自動車 ・普通自動車	・1 BOX	・観光バス ・マイクロバス など

! ご注意
ご利用には料金が必要です。利用料金は各事業者に直接お問い合わせください。

お問い合わせ 菰野町消防署
TEL 394-3239 FAX 394-5766